

令和4年度寒河江市新型コロナウイルス対策サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者が新型コロナウイルス感染症の感染予防策を強化することを目的に実施する環境整備事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業用家屋等（市内の施設等で、事業者が所有し、又は貸借する事業用の家屋等をいう。以下同じ。）で、事業を行っている事業者であること。
- (2) 市内で行っている事業が、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類をいう。）に規定する別表第1に掲げる業種であること。
- (3) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (5) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規

定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

(6) 市税等に滞納がないこと又は納税相談をしていること。

2 複数の法人又は個人事業者の所在地が同一の建物で、かつ、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は、同一の事業者とみなし、代表するいずれかの事業者からの申請のみを受理するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、事業用家屋等において新型コロナウイルスの感染予防対策を強化するために行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。この場合において、消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費に含めない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、事業用家屋等1つにつき10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の事業用家屋等に対して1回のみとする。

3 事業者が複数の事業用家屋等で事業を行っている場合は、2つの事業用家屋等までを交付の対象とするものとする。

(補助金交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和

5年2月28日までに、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市新型コロナ対策サポート補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容がわかる領収書等の写し
- (2) 設備改修箇所、購入等物品設置後の写真
- (3) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象事業に対し、国、県、公共団体等から補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除しなければならない。

3 規則第14条の規定にかかわらず、第1項の規定による申請をもって、実績報告に代えるものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、規則第8条及び第15条の規定にかかわらず、寒河江市新型コロナ対策サポート補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、寒河江市新型コロナ対策サポート補助金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、補助金の一部又は全額を返還させることができる。

- (1) 補助対象事業において取得した物品を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 市長の承認を受けないで、補助対象事業において取得した物品を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第23条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受け取得した取得価格40万円未満の機械及び器具を除いた財産とする。

- 2 規則第23条のただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過している期間とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

鉱業、採石業、砂利採取業	大分類C（鉱業、採石業、砂利採取業）に属するもの
建設業	大分類D（建設業）に属するもの
製造業	大分類E（製造業）に属するもの
ガス業	大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 中分類34（ガス業）に属するもの
情報通信業	大分類G（情報通信業）に属するもの
運輸業、倉庫業	大分類H（運輸業、郵便業）のうち 中分類43（道路旅客運送業）、中分類44（道路貨物運送業）、中分類47（倉庫業）、中分類48（運輸に附帯するサービス業）に属するもの
卸売業、小売業	大分類I（卸売業、小売業）に属するもの
保険業	大分類J（金融業、保険業）のうち 中分類67（保険業）に属するもの（細分類6712郵便保険業、細分類6731共済事業、細分類6732共済事業を除く）
不動産業、物品賃貸業※	大分類K（不動産業、物品賃貸業）に属するもの
学術研究、専門・技術サービス業	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）に属するもの
宿泊業、飲食サービス業	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）に属するもの
生活関連サービス業、娯楽業	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）に属するもの
教育・学習支援業	大分類O（教育、学習支援業）のうち 中分類82（その他の教育、学習支援業）に属するもの
療術業、医療に附帯するサービス業	大分類P（医療、福祉）のうち 小分類835（療術業）、小分類836（医療に附帯するサービス業）に属するもの

サービス業（他に分類されないもの）	大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち 中分類88（廃棄物処理業）、中分類89（自動車整備業）、 中分類90（機械等修理業）、中分類91（職業紹介・労働者派遣業）、 中分類92（その他の事業サービス業）、 中分類95（その他のサービス業）に属するもの
その他市長が特に必要と認める業種	

- ※ 不動産業については、以下の事業者に限る。
- 法人：宅地建物取引業の免許を保有し、確定申告において、売上を「事業収入」として計上している事業者
 - 個人：収入が不動産収入のみの事業者（法人の代表になっている等、他の収入がある者については対象外）

別表第2（第5条関係）

区分	補助対象の例
設備等	パーティション、アクリル板、自動水栓、自動水洗又は自動開閉トイレ、換気扇、空気清浄機、エアコン（換気機能又は空気清浄機能付きの機種に限る。）、紫外線殺菌装置、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器、非接触型体温計、サーモグラフィカメラ、消毒液設置用ポンプスタンド、セルフレジ、三密対策のための店内レイアウト変更工事
その他市長が特に必要と認めるもの	